

(第八部)

第五回 参議院文部委員会 會議録第十一号

(二八〇)

昭和二十四年五月十日(火曜日)

午前十時五十分開会

本日の会議に付した事件

○社会教育法案(内閣提出)

○委員(田中義太郎君) 只今より文部委員会を開会いたします。本日は社会教育法案を議題に供します。速記を止めて……

午前十時五十一分速記中止

午前十一時二十七分速記開始

○委員(田中義太郎君) 速記を始め

○河野正夫君 第四條のことについて御質問をいたしますが、第四條には國はかくくのことを行うことができるとある。先程鈴木君なども質問されたように、これを「行う」として、「これができる」を省いてはいけな

かということなんです。なぜならば第五條第六條の方面では、市町村当局が種々の社会教育事業を行うということになつておるのに対して、第四條は國がそういう補助施設を行うことができる、というふうな明瞭に文章の上で區別があるし、予算の範圍内において行うということになりますれば、予算は當然國會の議決を経ることになる

のであります。予算の範圍で行うということは決して差支ないことであつて、不当に國に責任を負わせることでもなければ、行政當局に責任を負わせることでもなければ、又それによつて経済状態を混乱するということにもならないのであります。その点、御注意をいたしますか。

○委員(佐藤謙吉君) いろいろの關係がござりますので、この点につきましては尙研究をいたしまして、後刻御答弁上げたいと思ひます。

○委員(佐藤謙吉君) 特に聞きたいことは、文部省ではこの案を立案して、これを施行するに當つて、地方の財政負担が大体どの程度ぐらゐになるか、こんな廣汎ないろいろ重要な課題を派山挙げておられるのですが、これを全部履行しなくとも、仮にできるところからするにしても、大体どのくらい地方財政の負担になるかというふうな点について、一つの見通しなり、そういうものを持つておられるかどうか、この点をお伺ひしたいと思ひます。

○委員(佐藤謙吉君) この法案の実施は、先程お答え申上げましたように、実は現実に各地で行われますことを基合として研究いたしましたので、直ちには著しい経費の増額は来さないだらうと考えておるのであります。ただ非常な熱心な地方で、特別な計画を立てるところでは、若干の増加を来すこともあるかと思ひますが、第五條に挙げておりますものの中には、或る程度収入を見ながらやつて行くものもござりますので、直接の負担といふものは、恐らく毎年度増加しないのではないかと、恐らく毎年度社会の進歩と共に少しずつ逐次地方経費も増して参るといふふうな考えをしております。

○委員(佐藤謙吉君) どうもそういう認識に私は賛成することはできないので、さつきも挙げましたように恐らくこういう項目が出されるという、それに

對して実施しようと努力し、又そこに競争が起る。それで而も國家の大体これに使う金といふものを見ますといふと、八千二百四十五万八千円というふうな非常に問題にならない貧弱なものでありまして、これを一万一千町村で割つて見ると、大体一町村に対して七千五百円、月に割つて見ると大体六百五十円、従つてあとの全部が地方の負担というふうなことになるので、現在の窮乏におおる大衆の負担というものは、物凄く苛酷という形で強化されるのではないかと、いふふうに思ひますが、どうも今の答弁では、実に微漠的で、曖昧で、現状を掴んでおられないのではないかと、いふことを感ずるので、それくらい程度の一体文部省は満足しておられるのでありましようか。

○政府委員(佐藤謙吉君) 地方の負担の点につきましては、この法案を実施しまして、若し負担が増加するとすれば、縣の教育委員会の部分が一番増加するのであると考えておるのであります。市町村の部分につきましては、實際には公民館の運営にいたしましては、その他の施設にしましては、比較的に経済的なやり方、場合によつては収入を見ながら、いふふうなやり方もあると思います。その著しい変化がないのではないかと、ただ、例えは府縣が指導者の養成などという点について特に乗り出したような場合においては、これは相當な金額の増加を来すかとも思ひますが、こゝういふ点につきましては、青年團指導者の養成といふ

ようなことについて、國でも相當國自身の計画でそれを間接に援助して参るような計画もござりますので、直接に府縣に與へます影響が、これがために前後と極端に差の出るというふうには考えておらないのでござります。

○委員(佐藤謙吉君) どうもその認識の程度が大分違つておるのではないかと、思ひます。それでこの法案を出すことによつて、さつき心配した、六・三制とか、それから教育委員会とか、いろいろな今までの教育改正法案について起つたような、予算の裏付がないことによつて空廻りするといふ形が始まると思ひますが、この問題、まあ今審議の過程で、やつて見ても意見がどこまでも対立して行くだろうと思ひますから、一應打切つて置きます。

○三島通雄君 今段々この五條、六條についての同委員の御質問であります。が、私これを別の角度から、昨日もちよつと申上げましたが、一應文部省の御見解をはつきりして置きたいと思ひます。それは、一体この社会教育といふようなものは、教育委員であらうと、何であらうと、余り統制的なことをされない方がよいと思ひます。社会教育といふようなものは、それ、おののがじしと言ひますか、それ、いろいろなバラエティーがあつて、そのうしていろいろな人がいろいろな方法、いろいろなやり方で自由によつてよいのではないかと、こゝろ思われるのです。そこで何か予め教育委員会なり或いは公民館といふようなものが、丁度文部省とか、公共團體に代つて社会

教育といふようなものを統制しようとする考へが、若し出て来たとするならば、それは私は間違ひである、こゝろまあ思ひます。社会教育を熱心にやつておる團體なり個人なりといふものを、これを大變結構であるからと言つて、公共團體なり、公共團體と言ひますか、市町村の教育委員会なり或いは公民館が助けるということとは、これはまああつていいでしょう。併し、そのために何か統制的なことが出て来る、これは面白くないといふことを昨日も申上げたのですけれども、こゝでやはり問題になつて来るのは、そういうことじやないかと思ひます。ここに派山羅列してあります、これをやるいろいろな各種の團體がある。労働團體もあろうし、教育團體もあろうし、職能團體もあろうし、いろいろなものがある、これをやろうとするのを、一々市の教育委員会というやうなものに監督指導するといふやうな立場に立つのでしやうか、そういうものは勝手にやるがよい、併しものによつてはこの中のどれかを適當に援助しようといふのでありましようか、そこを一つ先ずはつきりして置きたいと思ひます。

○政府委員(佐藤謙吉君) お話の前半の部にござりました。社会教育が統制的なことにならないようにといふお説は、我々も全く御同意に存じまして、その趣旨で実は立案に取組みたつもりでござります。實際問題といたしまして、教育が地方分権化されてしまつて、やはり地方が中心になつて教育のこと

を行なつて行くことと同時に、又個人自由に委すべきものはできるだけ自由活動に委せて、それらを援助することが適當なものだけ援助するといふつもりで立案でございますので、如何にも中央の施設する部分が予算的に見て少いということが目立つのでございまして、社会教育の本質から見ても或る程度止むを得ないのではないかと感ずるのであります。従いまして、第五條、第六條にありますが各号の仕事につきましても、これを全部が例えれば援助するとか、或いは教育委員会が経費を出すとは必ずしも限らないのでございまして、そのときの状況に應じ、又その土地の予算の負担力に應じまして、適切なものについて、地方公共団体が経費を負担するという形になつて行くことになるのであります。

○三島委員 どうもこう書いてありますと、やはりそういう意味でないかと仰せられますけれども、どうも間違ひがあるのではないかと、そういうふうな意味の御質問も段々あるのではないかと感ずりますけれども、この点につきましても、他の委員から又御質問があると思ひますので、又後で伺うことにいたします。もう一つついでに何つて置きたいと思ふのですが、六條の法人の設置する公民館の設置、及び廃止といふのがあるのですけれども、一体この法人の設置する公民館といふものは認可の施設といふことは政府が持つておることになつておるのみならず、この廃止、設立等の変更についても同様であります。それから事業内容についても制限規定があります。そうするとこれはいわゆる公の支配といふことになるのではないかと感ずるので、公の

支配になるということであれば、國の補助がでないという理由がないのではないかと。どうも矛盾がないかと、こゝろ思われるのです。それで法人の設置する公民館は、むしろ届出だけでいいのではないかと。ここに廃止の認可に關すること、設置及び廃止の認可に關することと通つてありますのは何故でございませうか。これを一つ伺いたいと思ひます。

○政府委員(兼議長) 法人の設置する公民館の、設置及び廃止の認可につきましては、実はこの設置及び廃止の認可の程度までは公の支配に属するといふふうには普通考へておらないのであります。私立学校につきましても、設置の、廃止認可ということが從來あつたのであります。これはやはりそういうことがあつても、私学は公の支配に属しておらないという解釈を受けておつたのでございします。それからここには無論お説のように單なる届出でもよろしいのでありますけれども、法人公民館として事業をする場合に、やはりいろ／＼と目に見えない特典が出て参ります。實際に収入を図りますために事業を行うような場合には、一人が営利事業としてやる場合と違つて相當な便宜があるわけでございますので、そういう点につきましても、法人の何と申しますか、性格といふものをはつきり教育委員会が獨りで置くといふことの必要を考へまして、こゝろいうようにいたしたのでございします。

○三島委員 要は余りその社会教育といふようなものを統制的にやらないように、どうしてもこの委員会などができて、そして或る程度の補助をするといふふうなことになるかと、何か

その補助に對して、やはり統制的なことにしないかといふことを私は懸念をする。或るべく社会教育のようなもの、おのがじといひますか、そういう自由な方面においてうんと活動して貰ふ。そして國家とか、公共團體とかいふものは、もつと大きなところからこれを助けて行くといふやり方がいいのではないかと。例へば公共團體に寄附をする寄附金に税金をつけないとか、或いはいろいろ社会教育として催す興行には、十五圓の税金を取らないとか、いろ／＼そういう方法は沢山あると思ひますが、まあこゝでそれを論じて、時間もございませぬので止めますけれども、そういう考へ方といふものは、政府も段々そういう御答弁でありますけれども、十分に思ひますので、一應申上げました次第であります。

○田村委員 今の三島委員の発言とちよつと重複するかも知れませんが、私も、只今五條に項目がずつと挙つておりました、それは「予算の範圍内に於いて、左の事務を行う」といふことにして、これ／＼と挙げてある。そうすると、實際におきましては、職業教育指導にしろ、産業に關する科学技術指導にしろ、或いは生活の科学化の指導、運動、競技、体育指導、音楽、演劇、美術といふふうなあらゆるものは、むしろ別なそういう團體があつて、そしてそれらが計画をし或いは企画をしてやつておるのであります。金面をしてやつておるのであります。これを改めてこゝろいうものが置かれるとすると、やはり先程のお話のように、何かそうしたものは全部町村の教育委員会が行うといふふうなところ

に持つて行くように見受けるのです。が、こんなふうにはやはり替かなければならないのです。

○政府委員(兼議長) 五條の七号、八号、九号に關連して統制的な懸念が生ずるのじやないかというお話でございしますが、実は七号、八号、九号のうち、團體或いは私人が実施できるものは無論私人に実施して貰ふといふことがよろしいのであります。そのためにここに「その奨励に關すること」といふふうに撰定した用語であります。が、この用語によりましていろ／＼な便宜を図る。例へば場所を斡旋するとか、或いは講師の依頼を斡旋するとかといふような、そういうことまでも含めてここに規定したのであります。ただ教育委員会自身も、或いは市町村自身も、七号、八号、九号のようなものにつきまして自分がやりたい、或いはやる方がよろしいという場合も自然あるものでございまして、そういう意味では実はこれは自分がやる場合と、外の人があるのを奨励する場合とを併せて書いたものでございします。

○田村委員 そういう意味のことがどうもこの文面でははつきりいたしませんので、何か工夫しなければならぬと思ひますが、先程岩間委員からお話のありましたように、予算の裏付のなことを書き上げてもこれは空文に等しいといふのと同じように、實際今三島委員からお話が出たように、開催して貰ふのにも奨励ならば奨励として、例へば演劇などといふものも實際やるにつれて困つておるとは、むしろちよつとやるという、莫大ない税を取られてやれない。而もレジャーエーションといふような形において、見

る日であるから、その趣向の会合を開きたいと言つて金も取らないでやつたところが、それを行つたためにまあ六、七千圓の金が掛つた。それは皆やる方々負担した。ところがそういう掛かつた経費に對して又税金を課けたといふようなことも出て、今地方で問題になつて中止するかどうかという問題が起つておるのであります。そうしたような事情については、何にも斡旋も盡力する力がないのです。例へば設備、資材及び費用の提供に關することでも何をやつたか、今までの形から見ても何にもできておらない。そうすると、こゝろいうことを書いてやる以上は、これに對する相當なり得る一つの丁度予算の裏付と同じように、本當の根據になる裏付がないとちよつと困るのじやないかと思ふのですが、それについてはどんなふうにお考へですか、伺いたい。

○政府委員(兼議長) 初めのお話の税金の問題につきましては、實際に我々として現在特に芸術活動について一番困つておる点なのでございします。併しこの問題は社会教育法というふうなものではちよつと解決つきませぬので、勢ひ税制改正と觀み合せて解決して頂くといふことになるかと思ふのであります。文部大臣初め關係の方でもできるだけそういうことを實現したいといふふうな形に思ひます。に我々伺つておるのであります。で、さればこゝろいう点につきまして、明るい世相になりますやうなことを希望する次第であります。

それから資材の斡旋等につきましては、実はこれも臨時物資調整法によりまして、或る制限を受けているものが

あるものでございまして、そういう意味

で、これは自分がやる場合と、外の人があるのを奨励する場合とを併せて書いたものでございします。

これはいわゆる公の支配というところ
なるのではないかと思ふのです。公の
でき、そして或る程度の補助をする
というふうなことになるかと、何か
うに、何かそうしたものは全郡町村の
教育委員会が行うというふうなところ
税を取られてやれない。而もレヂエ
ーシオンというふうな形において、兒
は、実はこれも臨時物資調整法により
まして、或る制限を受けているものが

相当あるのですが、そのうち社
会教育関係の枠も物によりましては若
干取つております。最も典型的なもの
としては建物がございますが、公民館
を作るといふ場合、図書館を作るとい
ふような場合の建物、資料、そういう
ものは或る程度の枠が文部省として取
つてありますので、こういうものを地
方の要望に応じて分けるということも
いたしております。その外体育の資料
につきましても、現在文部省体育局に
おきましていろいろと実際に資料を購
置するようないふことをいふというよ
うな状況であります。

○篠田一 大体今のお話で分ると
思ふのですが、この四條、五條、六條
について第六條を見ますと、「都道府縣の
教育委員会は、社会教育に關し、当該
地方の必要に應じ、予算の範囲内にお
いて」と又ここに予算の範囲内と出て
おりますが、「前條各号の事務(第三
号の事務を除く)を行つて、左の事務
を行ふ」とやはりここで殆んど決定的な
ものをここに裏付けをしてゐるわけであ
ります。そのうち特に、その第六條第
二号の「社会教育を指導する者の養成
及び研修に必要な施設の設置及び運
賃、講習会の開催、資料の配付」とい
うような事務的なことをここでやれる
といふことになつてゐるわけでありま
す。事務的な結果を処理するとすれば、
どうしてもこれはやらなければなら
ない、やらなければならぬは何をして
いるのだ、お前の方の社会教育委員会
は何にもしないやないか。この
事務の処理を見ても何もしないやない
やないか、こういうような批判を受け
るためにむりやりにこれを社会教育委
員が始めるのです。これはもう明瞭に

そういうことをやらせるつもりである
か、そういうことは構わんで放つて置
くのか、若しこれをこのままにして置
けば殆んど義務付けられてゐるのであ
るから、だから指導主事なり、或いは
社会教育主事ですか、そういう者も非
常に責任を感ずると言へば、責任を感
ずることになりましようが、そういう
一つの事務上の仕事の能率を上げるた
めに、この事務の処理をするために、この
第五條に規定されてゐることを、これ
をどん／＼やらせて、そうして横面を
作る、ただ横面を作るだけではいけな
いから、やはり形だけは一應やつて見
る、その費用とか、負担の大部分も市
町村に委ねられてゐる。その指導主事
なり、社会教育主事なる者は、こうい
ふふうな法文で規定されてゐるから、
あなたの方の村長さんなり、町長さん
は是非やつて貰ふなければ困るのだ、
どこの村ではこうやつてゐるとか、ど
この町ではこうやつてゐるとか、これ
はきつと必ず出て来る問題であると思
ひますが、こういうことに対して文部
省は予期してゐるかどうか、その点の
御見解を伺いたいと思ひます。

○委員(田中耕太郎) ちよつと申
上げます。その点は、前回以來今
日も又問題となりまして、当局の方で
も答弁があつて、一應それはこの程度
にして先に進むといふことになつてお
ります。

○篠田一 それを第六條のこの法
文に照んで御答弁頂きたい。こういう
返し返しですが、事務上の処理の問題
です。

○政府委員(難波重雄) ここに例示的
に條項が五條、六條に挙げてあります
るのでありますが、これは無論あらゆる
場所ですべての各條をそのまま実施
しなければならぬといふのではないの
であります。ここにも書いてあります
すように、当該地方の必要に應ずると
いふことが一つ、それから當然予算
を要するようないふことにつきましては、
予算の範囲内において実施するといふ
ようないふこと、そういうことによつて、
わが重点的にこれらの方、或いはこ
れらは例示でございまして、外にも
まだ／＼方法があるんだと思ひます
が、そういうものを重点的に各地でや
つて貰ふといふことがこの法文の狙い
なのであります。

○篠田一 只今いろいろ委員から
質問があつて、委員長はその点はもう
大体了承して先へ進みたいといふよう
な御意向でございました。私はこの四
條がはつきりしなければ、もう先へ行
けば行く程混乱が起きて来るんじやな
いか、こう考へるのです。そうしてそ
れを救ふ一つの方法として、最前
河野委員が四條のこのことを「行ふこ
とができる」とこの行ふをはつきりす
るようにしたら、どうかといふ質問があ
りました。私は若しそれを「行ふこ
とができる」といふならば五條六條の「行
ふ」とは行ふことが望ましいといふくら
いのところを納めなければならぬのじ
やないかと思ひます。そうして第三條
の方の國及び地方公共団体は最後に
かくのこのことを努めなければならぬ
といふふうな非常に強言つてあるの
ですけれども、こういうふうなことも
やりますといふと、三島委員が言われ
たように、何かこう統制的なものかこ
ういふところから出て来て、次の五
條、六條のようないふ断定的に行ふ、金も
ないくせに行ふといふふうなことになる

つて来ると思ふのであります。そこで
第三條の環境整備をすることがやはり
望ましいくらいにして、總じて社会教
育法といふものを社会教育奨励法と
もしたらどうか、私はこう思ふのであ
ります。そうしてこの内容をどうい
ふにすれば統一して行けばいいので
あつて、それを社会教育法案としてや
つて、而も第四條をそのまま持越し
て行けば、もう次へ／＼とやつて、も
う地方の財政力だつて限界に達しち
やつておるのその上に地方では五
條、六條でいろいろいふことを行ふよ
うなこととか、國では行ふことができる
といふような生やさしいことを決めて
置くといふと、先程も言いましたよう
に又総理大臣は苦しい答弁をして、文
部省が余りやり過ぎたからいけない
だといふようなことになるので、私は
文部省の懸念のためにどういふことを
つておるのです。社会の実情から言
つてもそういうふうな奨励法と改められ
たらどうか、こう思ふのですが、如何
ですか。

○政府委員(左藤隆雄) 第四條の文
字に關しましては尙研究をいたします
といふことを申し上げましたが、全体を
社会教育奨励法と改めようと思ひは今の
ところ持つておりません。

○三島通雄 これは分り切つたこと
でありますけれども、ちよつと念のため
に一應連記に残して置きたいと思ひ
ます。公共団体や國の補助を受ける公
民館といふものは、例えば一宗教宗派
の活動はできないし、又政党的活動も
できないわけですから、社会教育
で一般的な考えれば、場合によつて社会
教育を宗教がやろうと、それから政党的
教育がやろうとちよつとも差支ないし、又結

構なことだと思ふことが多々ある
のです。それから運動會、競技會、音
樂會、演劇會、美術といふようなもの
を政党的がやられる場合もあるし、一
宗教宗派がやられる場合もあると思
ひます。そういうものはやはりこの教
育委員会としてはタッチできないこと
になるように思ふのですが、そう
すると今度は何か統制的なような考え
で、そういうものは何が悪いのだとい
うように考へて来るといふことは間違
いであつて、そういうものもどん／＼
やつてよろしい、宗教活動も社会教育
活動もどん／＼やつてよろしい、日曜
学校のようなものはどん／＼やるだろ
うし、又或いはいろいろの政党的がそ
れのことをやるだらうと思ふられるの
で、それも非常に結構なんだという廣
い意味での考へ方があるといふことを
はつきりして置かないと、どうもやは
りそういう統制的な考へと、ごつちや
りになることを恐れますので、一應御答
弁願いたいと思ひます。

○政府委員(左藤隆雄) 御題目は全
く同感でございまして、本法案もその
建前では立案をいたしたようなわけであ
ります。

○若本勝雄 第四條、第五條、第六
條について、先程からいろいろお話が
あつたのでありますが、この問題は要
するにどういふところにあるのじやな
いかと思ふのです。それは社会教育と
いふようなものは、國が本體となつて
やるのが本當か、それからその地方に
おいて、地方公共団体においてやらせ
るのが本當か、これによつて決まつて
来るだらうと思ふのです。これに關し
まして、文部省の見解をお聴きしたい
のです。それによつて決まるだらうと

三

思ふのです。

○政府委員(兼沼通憲) その点につきましては、文部省といたしましては、社会教育それ自身は、個人の活動が一番の元であると考えたのであります。そうしてそのうち、國及び地方公共団体が援助すべきものというものが、若干あるだろうというふうに考えております。それも教育が地方分権でございまして、中央が直接乗り出しますよりも、これは地方に分けてまして、地方の市町村なり、教育委員会なりが、その部分で直接に担当して参ります。丁度お話のように、社会教育が実際に行動しますときに、地方が中心になつて動くということが、我々も方針として考えておることでございます。

○若木勝義 今に關連してございしますが、そうしますと、社会教育という面は、個人を主体としてやらせるのだという御答弁であつたのであります。それにいたしますと、第五條のようなものは、先程からお話があつたように、どうもこゝろ「左の事務を行う」というような工合に、統制するような形が、強くこの法案についても現れておる、こゝろいうふうに思ふのですが、如何ですか。

○政府委員(兼沼通憲) 個人が中心であると思ふのは、第三條の「すべて國民が」云々とあります。それを指して申しておるのであります。その國民があらゆる機会、あらゆる場所を利用して、文化的に教養が高まつて行くためには、國及び地方公共団体が、そういう環境を作つてやらなければ、なか／＼やりにくいだろうと思ふ。或いは圖書館を作つてやらせる、或いは

博物館を作つて利用に供する、といううなことは、個人ではなか／＼できませんので、それらの点については、國又は地方公共団体が援助するような形でこれを施設して参る、そういう場合にどこまで、國又は地方公共団体が、自分の任務として、その環境情勢の範圍を考へるかということが、五條、六條で例示的に挙げられて來ておるわけなのであります。

○若木勝義 個人の主体に關する、國と地方公共団体の任務に關して、先程の御答弁では地方公共団体にその任務の大部分を負わせる、こゝろいうふうにお考えですね。社会教育は学校教育と同じように、より以上に重要な部分があるのじやないかと思ふ。それを地方の負担に大部分を負わして、國が殆んど予算も與えないといふことになつておる。これはどういふふうにお考えですか。

○政府委員(兼沼通憲) 教育地方分権の建前から申しまして、やはり教育が小さい地域を単位として行われる。それが主体となつて行われるといふことは、現在の我が國としては當然のことだと思ふのであります。ただそのうち、國が全國的に見て何らかの援助しなければならぬといふようなものができまして、これは無論國でも予算を組んで援助する、或いは物資の輸送をする、そういうことが出て参るものであります。やはり活動の主体、これは形式的な議論のようでございしますが、活動の主体として考えます場合には、こゝろいう教育活動に対する仕事も教育委員会といふものが、或いは現在では市町村といふものが中心になつて買ななければならぬといふふうにお考え

ておるのであります。

○若木勝義 教育の地方分権という立場から、地方に負担を負わせるといふことは、意味が分りますけれども、その裏に隠れて國が地方財政に何らかの裏付けをしないことは了すできない。その点について今後十分お考え下さることを希望します。

○委員(田中耕太郎) 他に第五條、第六條について御質疑ありませんければ、一應この程度にして置かして、第七條。

○政府委員(兼沼通憲) (教育委員会と地方公共団体の長との關係)

第七條 地方公共団体の長は、その所掌事項に關する必要な報告宣傳で視覚聽覺教育の手段を利用しその他教育の施設及び手段によることを適當とするものにつき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求めることができる。

2 前項の規定は、他の行政廳がその所掌に關する必要な報告宣傳につき、教育委員会に対し、その実施を依頼し、又は実施の協力を求める場合に準用する。

第八條 教育委員会は、社会教育に關する事務を行うために必要があるときは、当該地方公共団体の長及び関係行政廳に対し、必要な資料の提供その他の協力を求めることができる。

○若木勝義 大体この際、第七條の場合には「こゝろ報告宣傳で視覚聽覺教育の手段を利用し」云々とあるのですが、この際やはり一應明らかにして置きたいのは、社会教育をやる責任の主体、これがこの條文で少し不明瞭になつておるところがあるのじやないか、七條と八條において、これは地方公共団体の

の長にあるのか、教育委員会にあるのか、その間の關係を一應明確に説明して頂きたい。

○政府委員(兼沼通憲) 第七條は、現在教育委員会法を土台として規定してありますので、現在の現狀から御覽になりますと、聊かおかしいようにお考えになるのかと存じますが、この七條、八條共に教育委員会が全部設置されたものとしての前提から規定しておるのであります。従いまして教育に關する事務は、全部教育委員会に一應行つたといふことを、土台として規定してあるのであります。それがために実情に合いませんので、附則におきまして、この場合の、第七條のような場合の教育委員会といふものは、當分の間實際にはこの七條が必要でない場合も出て來るわけでございますが、地方公共団体の長と読み替へるような規定を作つて、その辺を救つておるのでございします。

○若木勝義 私の質問には答へがなかつたようですが、責任の主体が、それでは教育委員会ができれば教育委員会にあるといふふうに解釈してよろしいのですか。

○政府委員(兼沼通憲) 教育委員会法によりまして、社会教育も教育委員会がこれを掌ることになつております。その趣旨に従つておるのでございします。

○委員(田中耕太郎) それでは第九條。

○政府委員(兼沼通憲) 第九條 圖書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。

2 圖書館及び博物館に關し必要な事項は、別に法律をもつて定める。

○委員(田中耕太郎) 第九條について御発言ございせんか。

○若木勝義 博物館に対する法律といふのは、どういふうなことを意味されるのですか、もうできておるのですか、これから作られるのですか、或いは國でやつておる博物館とは意味が違ふのですか。

○河野正英 それに関連して、同條のことを圖書館について伺いたいと思ひます。圖書館法といふものが起草せられておるといふことを聞くと、久しいのであります。圖書館法乃至これは社会教育とは關係がないかも知れんけれども、学校圖書館法といふようなことが考えられておると聞い

ておつたのですが、それらについて特別に法律を以て定めると第九條にある。この法律の予定乃至運命といふうなもの……

○政府委員(兼沼通憲) 圖書館及び博物館に對しましての考へ方は、圖書館につきましては國立のもの、全部國立國會圖書館に行つております。それで公立の、或いは私立の公共に開放されるいわゆる公共圖書館についてその制度を確立するような法案を作りたいと思ひまして、この方は或る程度の事務的な成果を得たのでございしますが、到底今会期に御審議を願うまでの進行には至らなかつたのであります。それから博物館に關しましては國立のものも公立、私立のものもございしては國立博物館並びに國立科学博物館につきましては、これは文部省設置法の中に入つて参りますので、特別な法制は予定しておらないのであります。その方に委せるつもりなのであります。その

或いは図書館を作つてやらせる、或いは買わなければならぬというふうに考え、と八條において、これは地方公共団体、項は、別に法律をもつて定める。委せるつもりなのでありまして、その

他の公立、私立につきましてやはりこれも図書館と同じように、その制度の

基本が確立できるような法制的な措置を必要とするのじやないかと考えてお

るのであります。その方に關しまして研究補導も実はまだ進んで参りませ

んのので、と申しますのは博物館と称せられる種類が余りに数多く、種類が維

多なために非常に規定が作りにくいといふ点もござります。尙事務的な成果

を得るに至つておらないのであります。近いうちにこれも何らか、研究

をして見たいと考えております。

○藤本重一君　そうしますと第九條の二項というものは、まだ眼も鼻もない

ような見当のつかない、見当もつかないといふことでもないのですが、茫洋

たるものですから、一應これをこの際除いて置いて九條の本文だけにして置

かれたらどうかと思ふのですが、如何でしょうか。

○政府委員(難波重雄)　これをこれから除きまして……法律の基礎を置きま

せんと、例えば將來政令や何かで政府が適當にやつてしまふのじやないかと

いうようなことも考えられるのでありますし、やはりここで一應別に法律を

以て決めたといふことで附つて置いた方が將來のために明確になるのではな

いかと考えられます。

○河野正夫君　第一章が丁度終りましたので時間も、この辺で休憩したらどう

うかと思ひます。

○委員(田中耕太郎君)　河野君の動議に御賛成ならばこの辺で休憩いたし

たいと思ひます。

たします。午後は一時半から開きます。

午後零時十四分休憩

午後二時五分開会

○委員(田中耕太郎君)　それでは再開いたします。速記を止めて。

午後二時六分速記中止

午後三時五十九分速記開始

○委員(田中耕太郎君)　速記を始め

て。本日はこれにて散會いたします

午後四時散會

出席者は左の通り。

委員長

理事

委員

田中耕太郎君

若木 勝蔵君

岩間 正男君

梅津 錦一君

河野 正夫君

梅原 眞隆君

高良 とみ君

堀越 儀郎君

三島 通徳君

山本 勇造君

藤田 芳雄君

鈴木 憲一君

政府委員

文部政務次官

文部事務官

(社会教育局長)

左藤 義詮君

柴沼 直君

昭和二十四年五月二十八日印刷

昭和二十四年五月三十日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局